

嘉麻市地域公共交通計画策定業務委託仕様書

1. 業務名称

嘉麻市地域公共交通計画策定業務委託

2. 業務の目的

本業務は、「地域公共交通活性化再生法等の一部を改正する法律」に基づき持続可能な地域公共交通のあり方、実現方法に関する、計画の目標、施策・事業等を検討し、上位計画や関連計画との整合性を図った、嘉麻市地域公共交通計画(マスタープラン)の策定及び策定に必要な調査を行うことを目的とする。

3. 対象地域

嘉麻市及び近隣市町

4. 事業実施期間

契約締結日～令和5年3月31日

5. 業務内容

業務内容は下記の内容を基本としつつ、国土交通省の手引き等を遵守し、実施するものとする。

(1) 地域公共交通計画策定に関する調査・検討

① 現状把握及び課題の整理

ア 既存資料調査

イ 市民アンケート

郵送回収方式で無作為抽出による市民アンケート調査(3,000件以上)

ウ 利用者アンケート

利用の多い停留所等にて調査員を配置し、調査員による聞き取り調査を行う。

エ 高校生アンケート

嘉麻市から通学している近隣高校生へ学校を通じてアンケートを実施する。(対象校:7校程度、対象者数:400人程度)

オ 交通事業者ヒアリング

本市内に関係する公共交通事業者に対して、調査員による訪問、聞き取り調査を行う。

カ 課題の整理(ア～オの調査結果に基づき、問題点、課題を整理する)

② 計画（案）の作成

「地域公共交通活性化再生法等の一部を改正する法律」に基づき、持続可能な地域公共交通のあり方、実現方法に関する、計画の目標、施策・事業、等を検討し、嘉麻市地域公共交通計画（マスタープラン）の案を作成する。

③ パブリックコメント

嘉麻市地域公共交通計画（案）のパブリックコメントの意見に対する回答（案）を作成する。

④ 計画（案）の修正

パブリックコメントの意見、会議の意見に基づき修正を加え、嘉麻市地域公共交通計画の最終案を作る。

⑤ 計画書等作成

確定した嘉麻市地域公共交通計画を計画書及び概要版の形に取りまとめる。

(2) 会議に関する支援

① 説明資料の作成

会議は4回程度を予定しているが、それぞれの議題、資料等の案を作成する。

② 会議参加及び議事録（要旨）作成

会議に参加し嘉麻市地域公共交通計画に関する助言・提言を行い、質疑応答の記録を取り、議事録（要旨）を作成する。

6. 打合せ・協議

業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

7. 成果品

(1) 嘉麻市地域公共交通計画（計画書30部／概要版50部）

A4判サイズとし、製本を行う。その他の仕様については別途協議を行う。

(2) 調査・検討報告書

(3) 上記電子データ

計画書、概要版、報告書のデータを収録したCD-ROM2枚

※格納ファイルはPDF及びWord形式とする。

(4) その他業務により作成された資料で発注者が求めるもの。

8. 業務に必要な書類

- (1) 業務着手時に次の関係書類を提出し発注者の承認を得ること。
 - ① 受託業務着手届
 - ② 技術者等届
 - ③ 業務計画書
- (2) 業務完了時に次の関係書類を提出し、発注者の完了検査を受けること。
 - ① 受託業務完了届
 - ② 成果品

9. 業務履行の確認及び支払条件

支払の請求にあたっては、前項に掲げる関係書類を提出し、検査担当者の検査を受けること。また、支払は、業務の完了後出来高払い又は一括払いとし、受託者は、完了検査を受けた後、委託料を請求すること。発注者は、請求の日から30日以内に支払うものとする。

10. 資料の貸与及び返却

受託者は、本業務遂行上必要な市所有の資料について、貸与するものとする。貸与された資料は、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、業務が終了したときは、速やかに発注者に返却するものとする。

- (1) 成果品に文献資料を用いる場合は、著作権侵害等に注意したうえ、出展等を明記すること。
- (2) 業務に関する調査並びに計画検討については、手法や内容について発注者と十分協議し進めること。
- (3) 発注者は、必要に応じて委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (4) 受託者は、本仕様書に明記された事項について、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、発注者の指示の下、業務を円滑に遂行すること。
- (5) 業務を実施するに当たり、本仕様書に明記されていない事項であっても技術上当然と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。
- (6) 本業務における成果は、すべて嘉麻市地域公共交通会議及び嘉麻市に帰属するものであり、受託者は嘉麻市の許可なく複写、複製または第三者に提供してはならない。

11. 発注者

嘉麻市地域公共交通会議

(事務局)

嘉麻市 地域活性推進課 地域活性推進係

電話 (0948) 42-7404

FAX (0948) 42-7095